

自丹せしめた。是を以て十六年六月の法令に、辻斬・立札・落し文・夜中路頭に於いて女を捕へ・辻立・辻うたひ・辻尺八・辻相撲・頰冠り等を禁じ、十七年三月歌舞伎者を召抱へた主人は、知行萬石以上なれば銀子三十枚、以下遞減して知行九百石乃至百石なれば銀子二枚の過意金を徴すべく、又大髭を貯ふる能はざらしめ、刀は櫛鞘とも長さ三尺七寸、脇指は同じく二尺五寸を越ゆべからずと令した如きは、皆是等の歌舞伎者又はその悪風に感染したものを戒める爲であつた。

カフト 甲 鳳至郡諸橋郷に屬する部落。大甲・小甲・黒崎・宮古・阿曾良の五所に分かれて散在する。

カフトイケ 兜池 鹿島郡石動山中の柴峠の下にある。能登誌に荒山越のことをいいて、『此所より石動山へ行く道筋に兜池とて池あり。是は般若院戦ひ疲れ、甲を大地へ投げ祈念して水を乞ひし跡の池なりといひ傳へたり。』と記する。

カフトコウ 甲港 鳳至郡甲の海面であるが、小甲の悪比須崎が中央に突出するを以て、黒崎・小甲間の北港と、小甲・大甲間の南港とに分かれてゐる。その南港は直接東南風を受け、海底淺くして船を止めるを得ぬが、北港は美屋古・阿曾良に轉入し、北方に向かうて大屈曲を爲してゐる。併しそれも今はその入口に二橋梁を架したので、船舶は内に入ることを得ぬことになつた。

カフトジ 兜地 鳳至郡當日の内の小字。
カフトダケ 甲嶽 ↓ダイニチャマ 大日

カフトツカ 兜塚 羽咋郡龜部藩の上にあ

る。元祿三年一宮大宮司からの達書に、『此山之儀は當社に由緒有之故、雨乞祈禱之節は、此山へ登り雨乞之祈禱をいたし、夫より西浦龜岩沖に鰐ヶ淵と申所へ舟にて参り祈禱相勤。』とある。

カフトツカ 兜塚 鹿島郡水白の路傍に在る古墳で、一に鍋山とも稱する。文化の郡方調書に、高さ六間程、頂は平面十間に十一間程、廻り九十三間程とする。

カフトノシカハシ 甲の鹿橋 鳳至郡甲の入海に架した橋梁。能登誌に、『甲は入海深くして、磯邊を歩み行時は、阿曾良といふ所まで二十町餘あるべし。又入海を船にて渡る時は、僅か四五間ならでなし。故に此村なる大蓮寺といふ禪寺の隱居愚寛和尚、安永年中に發願して、入海の左右より石垣を積出、十五間の橋を架られ、名を鹿橋と號す。入海に架する橋は、當國に松百の橋ならでなかりしに、爰に今出来せしとは實に珍敷、奇特なることなりけり。』と記する。

カフトヒコジンジャ 加夫刀比古神社 鳳至郡甲に鎮座する。延喜式神名帳には能登郡に列せられ、式内等舊社記に、『加夫刀比古神社。式内一座。諸橋郷甲村甲山鎮座。今稱阿曾良明神。舊傳云。此地邊往昔能登郡内。中古爲鳳至郡云。』と見える。郡界異動の説は前文の通りであらう。祭神は古く都怒我阿羅斯等であるとし、今は大穴持命であるとす

るが、大日本史神祇志には、常陸鹿島神を甲宮と稱するから、本社も亦武甕槌神であらねばならぬと論じて居る。
カフトマツリ 兜祭 ↓タダジンジャ 多

カフトツカ 兜塚 羽咋郡龜部藩の上にあ

カフトヤマ 兜山 石川郡小原の部藩南方にある山。高さ五四〇米。地質第三紀層。

カフトヤマ 甲山 鳳至郡甲の海邊に聳ち、高さ六六米七。一名圓山・青草山・大山。能登名跡志に、『甲山とて一國の名山あり。海の尾崎に、誠に兜の鉢の如く、丸きこと諸方より見るにかはることなし。諸木生茂りて見事なること、又類なき名山也。昔は阿曾良村といひしに、此山の形により今は甲村といふ。絶頂に社あり。則甲比古の神社と申奉る。本地薬師如來也。神主大橋氏也。此山の腰、奇石異石多くして、風景言葉にのべがたし。』と記する。

カフトヤマジヨウ 甲山城 鳳至郡甲に在つて、樹木藪蒼として茂り、山狀兜形をなしてゐる。天正五年上杉謙信その臣響田肥後を置き、同七年温井景隆之を攻陥した。越登賀三州志に、『此山中に城跡と呼ぶ所二所あり。一跡は方五十間許、或云方可二千五百歩。土人謂之甲城山。在大甲之上。又一迹は同村領なれども、二三十町を距て、方可四千歩の地あり。海際也。土人之を城ヶ高とよぶ。又唱之丸山也。』とあるが、大甲の上といふも丸山といふも凡べて甲山のことであるから、同一の地であらう。能登名跡志には、『大甲といふ高に、城の高といふあり。是は平の右衛門といひし人の城跡也。天正年中落城せし由。』とある。

カフメイブツドウイシヨウ 歌舞名物同異抄 三册。正徳四年竹田廣貞著。神樂・俗樂・散樂・田樂等の舞曲の濫觴及び沿革を、和漢の記録に徴して述べたるもの。上梓して行は

れる。

カフトツカ 兜塚 羽咋郡龜部藩の上にあ

カフヨセ 株寄 游政時代に、新開の田地にして、その年度を異にするも、位置相續し且地味の均しきもの。所以以上に互る時、それらの高を合併して一筆とするを株寄といふた。又元來一筆の新開なるも、相隔離する散地で地味の均しからぬ時、それを分割するを株分といふ。株寄又は株分は、改作奉行の許可を得て行はれ、一村建の如く御算用場奉行の指揮を仰ぐを要しない。

カブラキカツキチ 鍋木勝喜知 諱は氏忠。本多氏の臣。文久二年家を襲ぎ、中小姓組に屬した。人と爲り淳朴、書を好くし傍ら蘭學を修めた。明治四年十一月廿三日同志と共に故主本多政均の仇岡野悋五郎を討ち、五年十一月四日自裁を命ぜられた。享年三十二。

カブラキシウセツ 蕪城秋雪 石川郡松任の人。諱は沖、通稱二郎。秋雪・心華・松確はその號である。安政中京師の劉石秋・冷憲父子を師として漢學を修め、又詩を東山義亮に學び、後東京に出で長三洲に就いた。秋雪、前田齊泰の老後に仕へて恩遇を受けたが、齊泰の薨後筆硯を携へて諸州に遊歴し、明治三十九年九月十日倉敷に歿した。享年六十七。著す所、南講指要・雲烟逸話等がある。

カブラキジヨウセン 鍋木常專 松任本誓寺の所傳に據れば、鍋木右衛門大夫入道常專は初め結城右衛門といふたが、流浪して越前に居た際、鍋木浦を襲うた丹波の海賊を討つて功があつたから、鍋木氏を稱することにした。後加賀石川郡國見村に移つた時、本誓寺宗誓はその女を嫁せしめ、松任に城廓を修めて居らしめたとして居る。

カブラキトクセン 鍋木徳善 父は松任城

カフトツカ 兜塚 羽咋郡龜部藩の上にあ